

質問書に対する回答

件名) 東京湾アクアライン連絡道 金田高架橋はく落対策工事

No.	質問事項	回答
1	特記仕様書【17-4 はく落防止対策工】および移動足場工での施工とされている項目 検査路等支障物により移動足場工での施工が不可となる場合、設計変更協議の対象になると考えてよろしいでしょうか。	現地調査後、検査路等支障物により移動足場工での施工が不可と監督員が認める場合は、設計変更協議の対象になります。